

第4章 都市環境の保全及び創造に関する施策

第1節 魅力ある空間、施設等の整備

第1 公園の整備

1 都市公園の整備

(1) 府営公園の新設・整備

身近に自然に接する場を府民に提供するため、快適な都市づくりの拠点として府営公園の整備を進めている。最近では、昭和61年度から整備を進めてきた蜻蛉池公園（岸和田市）を第14番目の府営公園として、昭和63年度から整備を進めてきた深北緑地（寝屋川市、大東市）を第15番目の府営公園として、それぞれ開設した。

平成5年度は、石川の高水敷等を利用して総合的な水辺環境を整備する「石川あすかプラン」（昭和61年度～）に基づく石川河川公園の整備や、淡輪・箱作海岸環境整備事業と併せて行うせんなん里海公園の施設整備に着手した（2-91図）。

なお、公園緑地を「みどり」の中の都市づくりの主演としてとらえ、21世紀にふさわしい公園緑地、中でも府営公園の個性の創出と魅力の向上を図るための新たな指針となる基本構想を平成5年11月に策定した。

(2) 魅力ある府営公園づくり

府営公園が花と水、緑豊かなアメニティ空間となるよう、それぞれの公園の個性を活かしながら整備をすすめる「愛パーク大阪」事業を推進している。花や水を活用して公園の魅力を生み出す「はなみづき事業」を浜寺公園他4公園で、高齢者や身障者等の利用に配慮した公園施設の改修を行う「ハートフル事業」を大泉緑地で、それぞれ実施した。



府営浜寺公園



府営住吉公園

第2 道路・街路の緑化

都市緑化の主要施策として、「緑いっぱい花いっぱいの道路づくり」を目標とする「フラワーリングロード21」事業を推進するとともに、きめ細かな維持管理を行うことにより、街路樹の健全な育成と道路景観の向上を図るなど、道路緑化の充実に努めた。

なお、平成5年度においては、国道170号等において約10kmの街路樹の整備を進めた。

第3 施設・空間の緑化

1 府営住宅・府有施設の緑化推進

市街地のみどりの中心となる施設の基本方針を定めた「施設緑化10カ条」（みどりの憲章）に基づき、府営住宅や府有施設の緑化を推進した。

府営住宅の建設にあたっては、自然環境保全条例に基づく施設緑化基準（緑被率30%以上）の達成を目標として、住宅の高密度化を図り、駐車場を一定量整備しながら、可能なかぎり緑化の推進を図った。

既存住宅についても良好な住環境を確保し、居住者の団地に対する愛着と、ふるさと意識の高揚に資するため、緑化に関する指導と援助を行い、団地周辺的环境を考慮し調和のとれた緑化を進めた。

また、府営八尾志紀住宅については、団地内に自然植生に近い花や実のなる雑木林を植え、既成住宅市街地において昆虫や小鳥などを呼び込み手軽に自然とふれあえる場を「ふれあいの森」（面積7,500㎡）としてモデル整備するため、平成5年度には設計を行った。

2 府立学校の緑化

緑豊かな教育環境づくりのため、府立高校に「学園の森」を整備し、地域のみどりのシンボリック存在とするとともに、大気の浄化や都市景観の向上に資するため、平成元年度から概ね800㎡程度の敷地に、高木・中低木の植樹を施している。

平成5年度は、大和川・阪南・北淀高校の3校に学園の森を整備した。

3 工場の緑化

工場の緑化を推進するため、工場立地法に基づき、緑地面積の確保を指導するとともに工場緑化用樹木の無償配布、工場緑化コンクールの開催等府下工場に対する緑化思想の啓発普及、緑化促進のための助言・指導を実施した。

4 緑道の整備

水や緑を親しめる良好なまちづくりを進めるため、面的整備事業等と併せて、計画的に整備される市町村施行の緑道に対して、指導及び助成を実施した。平成5年度においては、豊中市庄内地区において事業の推進を図った。

第4 河川空間の整備

治水レベルの向上に併せて環境護岸や高水敷整備等の魅力ある河川空間の創造を図るため、「安威川・水と緑の回廊計画」、「石川あすかプラン」、「あくた川21」等の河川環境整備計画を推進している。

また、うるおいある岸辺空間を創造するため、「ふれあいの岸辺整備計画」に基づき、堂島川・大川等で景観と調和した護岸築造、壁面修景等を行うほか神崎川、寝屋川等で遊歩道整備、垂直緑化等を行って

いる。

なお、こうした河川環境整備を長期的かつ計画的に推進するため、平成5年10月、河川環境整備マスタープラン（リバーティフルおおさか）を策定した。

これらにより、住民の河川空間への関心が高まり、都市の中のオープンスペースとして広く利用されるようになっている。そのような状況の中、広く府民に河川愛護を呼びかけるため、河川敷への不法投棄等防止の看板を設置したほか、啓発用ポスターの配付を行っている。



河川環境整備（芥川）